

令和8年度 平塚市立大野中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止のための基本的理念と方針

この方針が対象とする「いじめ」は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）に定義する「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。本校では、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものは、すべて「いじめ」として捉えている。

「いじめ」は、「いじめ」を受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では法に基づき、「いじめ」は「どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得ること」であり、「人権侵害・犯罪行為」であるという認識を共有する。また、すべての「いじめ」が行われず、及び行われる「いじめ」を承知しながらこれを放置することがないように、本校に関わるすべての職員・生徒が、「いじめ」が心身に及ぼす影響やその他の問題に関する理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

2 組織

いじめ防止対策委員会を中心に、関連校内組織等と連携を図りながら防止等に関する措置を実効的に行う。

（1）いじめ防止対策委員会

学校長 教頭 グループリーダー 各学年・学習室主任 生徒指導担当

◇養護教諭 ◇教育相談コーディネーター

◇スクールカウンセラー ◇スクールソーシャルワーカー（◇のメンバーは口頭・書面で情報共有）

※ 上記のメンバーで構成し、通常は月1回程度開催する（平時から設置）。

※ 臨時で実施する場合は、事案により、教務主任、学級担任、部活動顧問、学校評議員等を加える。

※ 重大事態【いじめにより重大被害（生命被害・身体被害・財産被害・精神被害）が発生したと疑われる事態】

⇒詳細な事実関係の確認と、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であることをふまえ、犯罪行為として取り扱われるべき行為等学校だけでは対応しきれない場合には、直ちに警察への援助を求め、連携することを念頭に置き対応する（警察との連携）。

⇒学校が調査主体となる場合には、いじめ防止対策委員会の組織の中に外部から必要な人材（当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するように努めるとともに、市教委からは、必要に応じて学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を受ける（設置者との連携）。

（2）関連校内組織

企画会議 生徒支援・生徒指導・地域連携グループ会議 教育相談・支援教育 学年会 生徒指導連絡会

3 具体的方途

（1）未然防止について

○いじめについての共通理解と学校体制の確立

- ・いじめの特質等について、年に複数回の校内研修や職員会議を活用し、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。⇒「いじめ防止啓発アンケート」の実施＋内容共有
- ・全校集会や学級活動（ホームルーム活動）、部活動等の中で、日常的にいじめの問題について触れ、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進する。
- ・特に配慮が必要な生徒等については、該当生徒の特性をふまえ、いじめが生じないよう日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことを推進する。

① 教職員の取り組み

● 教材研究の充実

わかる授業づくりを進め、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫するとともに、因果関係を正しく読み取る思考力を育てる。

● 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さに起因するいじめを想定し、道徳の授業時はもちろんあらゆる教育活動を通して道徳的判断力・実践力・主体的に生きる力の育成を図る。

● 人権教育の充実

いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させ、生徒が人を思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権週間・人権全校集会を利用して人権意識の高揚を図る。

● 体験学習の活用

生徒が、他者や社会・自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合い、生命に対する畏敬の念・感動する心・共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得できるように、福祉体験や職業体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

● 特別活動および学校行事の活用

生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的な機会として十分に活用する。

● ストレスコーピングのアドバイス

ストレスとうまく付き合うために、ストレスをどのように受け止め、どのように行動するかを考える指導(ストレスコーピング：周囲に助言や協力を求めること)をおこない、いろいろなストレスを感じたときに対処行動がとれるようにする。

● 生徒・保護者との信頼関係の構築

日々の教育活動における生徒とのコミュニケーションをはじめとし、教育相談や三者面談・家庭訪問などを通して保護者との信頼関係の構築にも努力する。

② 生徒を主体とした取り組み

あらゆる教育活動の中で、生徒の主体的な活動は達成感とともに自己有用感を育てる機会ととらえ、認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりを推進する。

③ 保護者・地域・関係機関への働きかけ

授業参観や学級懇談会・学年部会を開催し、PTAの各種会議等においても、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けるとともに、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。

(2) 早期発見に向けて

① 毎日の観察

教職員が生徒と共に過ごす機会を意図的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。休み時間や放課後等の機会に、生徒の様子に目を配り、「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。教職員間で些細なことでも連絡を十分に行う。

② 観察の視点

生徒の成長の発達段階を考慮し、担任を中心に教職員は生徒が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。気になる言動を察知した場合(例 喧嘩やふざけ合いであっても、いじめではないかとの疑いをもつことで、いじめの認知に努める。また、いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることをふまえ、該当児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。)適切な指導を行う。

③ 学級日誌等の活用

学級日誌や提出物は早い段階できちんと目を通し、気になる内容については声かけや教育相談を実施し、情報の収集に努め、迅速に対応する。

④ 定期的な教育相談の実施

アンケート調査とともに定期的に教育相談を実施することで、教職員と生徒の信頼関係を形成し、相談窓口の充実を図る。教育相談期間終了後アンケート(一次資料)は、学年でまとめ生徒が本校在学中決められた場所に保管しておく。アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、保存期間を卒業後5年とする。

⑤ 具体的な相談体制について

● 対応に関する基本方針(神奈川県弁護士会 栗山 博史氏の助言による)

いじめに対し【Ⅰ】入口(認知)、【Ⅱ】調査・プロセス、【Ⅲ】出口(指導・判断)の3段階に分けて対応し、入口は広く取りこぼしを防止し、出口は教育的に、事案に応じた適切な指導を行う。

【Ⅰ】入口(認知)では、法の定義通り広く認知し「疑い」も全て拾う。悪意の有無は問わない。

【Ⅱ】調査・プロセスでは、詳細な事実確認と背景調査を行う。

【Ⅲ】出口(指導・判断)では、人間関係の摩擦と判断されるものについて、調整や支援で対応し、人権侵害と判断されるものはいじめとして指導する。

● 生徒自身からの訴え

心身の安全を保証するため、一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、全力で生徒を守る手立てを講じる。訴えを傾聴し、事実関係の把握のみにとどまらず、学級担任やカウンセラーを中心に心のケアに努める。

● 周囲の生徒からの訴え

いじめを訴えたことにより、その生徒へいじめが新たな発生することを防ぐための配慮を徹底して行う。加害生徒への指導に当たっては、情報の発信元を絶対に明かさない約束をして、勇気ある行動をたたえとともに安心感を与えるように努める。

● 保護者等からの訴え

今後の指導方法等について早急に検討し、情報提供者に応じて早い段階で返信連絡を取るようにする。特に被害生徒保護者の場合には、複数職員による体制で正確な状況把握に努め、対応方法について理解を得るとともに、指導事項についての途中経過も含め、きめ細かい連絡と対応を実践する。

⑥ 加害生徒への指導について

単に叱責で終わることなく、自分の行為を被害者の立場で考えられるまで指導を継続する。

(3) いじめへの早期対応

- ① いじめられた生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。また、いじめという言葉を使わずに指導することもある。すべての生徒に、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめを行うことのないように指導する。
- ② 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を徹底する。
- ③ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会の窓口である、生徒指導担当・各学年主任に他の業務に優先して、即日当該情報を提供・共有する。情報の提供・共有を受けた生徒指導担当・学年主任は、必要に応じて学年会議、ケース会議を持ち、対応策を協議していじめ防止対策委員会に報告する。重大事態の発生等緊急性のある場合には、定例会を待たずに臨時いじめ防止対策委員会会議を行って対応策の協議を行う。
- ④ 在籍する生徒がいじめを受けている疑いがあるときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うとともに、生徒への支援・指導を適切かつ迅速に行う。また、いじめに係る情報は、適切に記録する。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、平塚警察署と連携して対処する。また、生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがある時は、学校長の判断の下に直ちに平塚警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑥ いじめが解消している状態と判断した場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

(4) インターネット等でのいじめについて

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上の web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったり、SNS 等に載せたりすることによっていじめを行うものである。

① 未然防止について

啓発運動としての携帯電話教室などを外部機関とも連携して行い、情報モラルの指導を生徒・保護者の両面から充実させる。特に、機器を利用した場合に、発信元が特定できることを周知しておく。子どもの情報機器利用に対する保護者の管理体制について、機会を捉えて助言をする。

② 早期発見・早期対応について

書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対処など、具体的な対応方法を生徒・保護者に提示し、協力して取り組む。事案が広域になる恐れが多分にあるので、警察等専門機関への早めの相談を心がける。いじめに関するアンケートにインターネットを通じて行われるいじめに関する質問事項を設ける。

(5) 重大事態が発生した場合、または発生の疑いがある場合について

いじめにより、生徒の生命・心身または財産に重大な損害が生じるおそれがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等いじめ重大事態が発生、または発生の疑いがある場合は、いじめ防止対策委員会を緊急招集し、市教育委員会と協議の上、以下の対処を行う。

- 市教育委員会を通して市長に報告する。
- 重大事態【いじめにより重大被害（生命被害・身体被害・財産被害・精神被害）が発生したと疑われる事態】においては、詳細な事実関係の確認と、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であることをふまえ、犯罪行為として取り扱われるべき行為等学校だけでは対応しきれない場合には、直ちに警察への援助を求め、連携することを念頭に置き対応する。また、学校が調査主体となる場合には、いじめ防止対策委員会の組織の中に外部から必要な人材（当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するように努めるとともに、市教委からは、必要に応じて学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を受ける。
- いじめを受けた生徒およびその保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。
- 調査目的や、調査の進め方については、ガイドラインに従い事前説明の手順や説明事項等の詳細について、予め保護者と共通理解を図りながら進める。
- 調査結果については市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒またはその保護者の要望がある場合に、生徒またはその保護者の所見をまとめた文書を添えて提供できるようにする。
- 調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を確認した上で、公表をした場合の生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。

4 基本方針に対する評価

学校評価において、基本方針に関する評価項目を加え、いじめの実態把握およびいじめに対する措置を適切に行っていくための一助とする。

5 いじめの解消について

いじめの解消については、「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たすこと、いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることを目安とするとともに、被害児童生徒に継続的な支援、声掛けをおこなっていく。

6 年間計画

月	内 容
4	いじめ防止対策委員会会議 年間計画立案 生徒支援・生徒指導・地域連携グループ会議
5	いじめ防止対策委員会会議 学年・学級部会 生徒支援・生徒指導・地域連携グループ会議
6	いじめ防止対策委員会会議 教育相談(いじめ調査アンケート) 生徒支援・生徒指導・地域連携グループ会議
7	いじめ防止対策委員会会議 三者面談 生徒支援・生徒指導・地域連携グループ会議
8	校内研修会
9	いじめ防止対策委員会会議 生徒支援・生徒指導・地域連携グループ会議
10	いじめ防止対策委員会会議 三者面談 生徒支援・生徒指導・地域連携グループ会議
11	いじめ防止対策委員会会議 人権週間 人権全校集会
12	いじめ防止対策委員会会議 教育相談(いじめ調査アンケート) 生徒支援・生徒指導・地域連携グループ会議 生き方を学ぶ講演会
1	いじめ防止対策委員会会議 生徒支援・生徒指導・地域連携グループ会議
2	いじめ防止対策委員会会議 生徒支援・生徒指導・地域連携グループ会議
3	三者面談
備考	○「いじめ防止啓発アンケート」を年に2回実施 ○いじめ防止対策委員会は企画会議と兼ねて行う。 学年会【随時】 ケース会議【随時】（必要に応じて関係機関等） 携帯電話教室【随時】 大野中学校区サポート会議 学年生徒指導担当者会